

建設業許可等に係る申請・届出書類の提出先は 令和6年4月以降、県庁建設政策課のみとなります

建設業許可等に係る事務の県庁集約化（令和4年4月～）以降も、当面の間は申請・届出書類の建設事務所への持参提出を可能としていましたが、**令和6年4月以降は県庁（建設政策課）への提出**をお願いします。

※令和6年4月以降、建設事務所では書類の受け取りは行いません

※県庁建設政策課（県庁7階）への持参提出は、令和6年4月以降も引き続き可能です

＜対象となる申請・届出等＞（新規・更新・変更等を含む）

- ・建設業の許可・認可
- ・経営事項審査
- ・解体工事業の登録
- ・浄化槽工事業の登録
- ・住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）等
（長野県建設工事等入札参加資格審査については、引き続き建設事務所への申請となります）

令和6年4月以降の書類提出方法

① 郵送による県庁建設政策課への申請・届出 （一般書留等、記録の残る配達方法にて送付して下さい）

【書類の送付先】

3 8 0 - 8 5 7 0

長野市南長野字幅下692-2

長野県庁 建設政策課 建設業担当 宛

在中


※上記送付先はそのまま宛名ラベルとして使用できます。
点線で切り取り、封筒等に貼り付けてご提出ください。
赤枠内は提出する書類名を記載ください。



② 建設業許可・経営事項審査電子申請システム （JCIP）による申請・届出（建設業許可・経営事項審査のみ）

JCIPログインURL：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

※GビズIDアカウントが必要です

建設業許可 電子申請  で検索

【問合せ先】長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL：026-235-7314 E-Mail：kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

ご理解・ご協力をお願いします